医療

国民健康保険、後期高齢者医療保険の人が対象

高額な診療を受ける皆さんへ

高額な医療費が発生する場合、医療機関で「限度額適用認定証」などを提示すれば、窓口での支払いを一定金額にとどめられます。ただし、原則として次の世帯には交付できません。

国民健康保険（70歳未満）
・確定申告をしていない人がいる世帯
・国保税を滞納している世帯

国民健康保険（70歳以上）
・確定申告をしていない人がいる世帯
・国保税を滞納している世帯
・所得区分が現役並み所得世帯と一般世帯

後期高齢者医療保険（75歳以上）
・所得区分が現役並み所得世帯と一般世帯

▼**申請・問合先**　役場保険年金課 ☎47－5020

事前の申請が必要です

福祉

母子・父子家庭や父母のいない児童が対象

入学や進学の支度金を支給する制度

▼**対象**　離婚・死別などで母子・父子家庭になった児童、父母のいない児童

▼**支給額**

小学校入学（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）**1万円**

中学校入学（平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ）**1万5、000円**

高等学校進学（平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ）**2万円**

※高校に進学しない場合は、中学校を卒業したときが、対象になります。

▼**申請方法**　所定の申請書に必要事項を書いて申し込む

※申請用紙は、役場福祉課にあります。

▼**申請締切**　4月26日㈮

▼**申請・問合先**　役場福祉課 ☎47－5023

対象の児童の保護者は忘れずに手続をしてください

福祉

心身障害児（者）を在宅介護している保護者が対象

日中に一時的に介護支援をする制度

▼**対象**　町内に居住する、在宅の心身障害児（者）で65歳未満の人

▼**内容**　心身障害児（者）を介護する保護者が一時的に在宅介護が困難になった場合、登録介護者またはサービスステーションに介護を委託できる

※費用の一部負担があります。

▼**申請方法**　所定の申請用紙に必要事項を書いて申請する

※申請用紙は、役場福祉課にあります。

▼**申請・問合先**　役場福祉課 ☎47－5024

福祉

料金は無料です。平成25年度の登録児童を募集

児童館の利用申込を受け付けます

▼**利用時間**

一般児童　放課後～午後5時（放課後自由に児童館を利用できます）

留守宅児童　放課後～午後6時30分

※保護者が働いており、下校しても自宅に保護者のいない児童が対象。申込に就労証明書などが必要です。家族の人が迎えに来ることも条件です。

▼**登録方法**　児童館にある所定の申込書に必要事項を書いて申し込む

▼**申込・問合先**

南児童館（長柄小学校北）☎88－2258

北児童館（高島小学校東）☎88－3715

中央児童館（中野小学校北）☎88－6135

東児童館（中野東小学校北）☎88－1360

現在利用している児童も毎年の申込が必要です

登録

邑楽町に住民登録や本籍のある人が対象

登録型本人通知制度が4月1日から開始

▼**登録型本人通知制度とは**
邑楽町に住民登録や本籍がある人の住民票や戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者が申請して交付された場合、そのことを本人に通知する制度

▼**登録型本人通知制度の目的**
住民票や戸籍謄本などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止

▼**通知内容**　証明書の交付日、種類、請求者の種別（代理人または第三者）

▼**登録できる人**　邑楽町に住民登録している人や本籍がある人

▼**手続方法**
申込書・登録する本人の身分を証明できる書類（運転免許証、パスポートなど）を用意し、本人が手続をする

※代理人による手続は、本人の委任状が必要になります。

※申込書は住民課、または町ホームページにあります。

▼**申込・問合先**　役場住民課 ☎47－5015

募集

完成予定は3月末。入居可能日は5月以降です

石打町営住宅団地の入居者募集

▼**申込締切**　3月29日㈮

※入居資格や収入制限があります。

※申込者多数の場合は抽選。

▼**公開抽選日**　4月中旬ごろ（予定）

▼**募集住宅**

間取り　1K（1人以上）・2DK（2人以上）・3DK（3人以上）

設備　電気温水器・バス・水洗トイレ・TVアンテナ設備・LPガスまたはIH対応

※共益費・駐車場代が別途かかります。

※募集戸数や家賃などは、お問い合わせください。

▼**申込方法**　役場都市建設課へ直接申し込む（役場開庁時間に限る）

▼**申込・問合先**　役場都市建設課 ☎47－5031

建設の進む石打町営住宅A棟

住所▶邑楽町大字石打1171-1
建物▶鉄筋コンクリート造3階建て

雇用

法の改正により4月1日からスタート

障害者雇用率が引き上げられます

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の施行令改正により、4月1日から障害者雇用率が引き上げられます。

▼**障害者雇用率**　常用労働者の数に対する身体障害者や知的障害者の割合

民間企業　1.8％→2.0％

国・地方公共団体　2.1％→2.3％

都道府県等の教育委員会　2.0％→2.2％

※障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

※詳しくは、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）をご覧いただくか、ハローワーク館林まで。

▼**問合先**　ハローワーク館林 ☎75－8609

税金

4月1日現在所有している人に税金がかかります

軽自動車の廃車・名義変更手続など

▼**手続が必要な場合**
①自動車を売ったり、下取りに出したりした場合
②自動車を廃車した場合
③住所・名前を変更した場合

※手続先などは、下表をご覧ください。

口座振替の特例
本来の振替納税日は、4月30日㈫ですが、5月の第一・二週に車検予定のある人は、「軽自動車税納期前口座振替申出書」を提出することで、4月30日（4月26日振替）に納税証明書を発送します。一部対応できない銀行もあります。

▼**提出期限**　4月15日㈪まで

▼**申請・問合先**　役場税務課 ☎47－5013

種　別	手続・問合先
軽自動車 四輪乗用・四輪貨物など	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎027-261-4621
二輪の小型自動車・軽二輪 （125ccを超えるバイクなど）	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021
小型特殊自動車（農耕作業車・フォークリフトなど）、原動機付自転車（125cc以下のバイク）	役場住民課☎47-5015
普通自動車	自動車税▶県自動車税事務所 ☎027-263-4343 登録▶関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021